

日光市のゼロカーボンに向けた取り組みについて

- 地球温暖化が社会問題となっている中で、日光市においても年平均気温は上昇傾向にあります。
- 地球温暖化に起因した気象変動により、様々なリスクが生じると考えられています。
- このような背景を受け、日光市は2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言し、それに向けて再生可能エネルギー（再エネ）の導入促進を図っています。



「2050年ゼロカーボンシティ」宣言

「2050年ゼロカーボンシティ」宣言
～多様な環境交流を楽しみ、育む、持続可能な都市・日光～

21世紀は、「環境の世紀」と呼ばれています。近年では、地球温暖化の影響と考えられる異常気象現象の多発や自然環境への影響が深刻な問題となり、世界的に地球温暖化を抑制するために脱炭素社会に向けた動きが加速化しています。

他国では、2015年にCOP21で合意された気候変動対策の国際合意であるパリ協定において「産業革命前からの世界の気温上昇を1.5度以内とする努力を追求する」ということで合意され、2021年のCOP26におけるグラスゴー気候合意において世界全体の長期的な目標として再認識し、気温上昇を抑制するための努力を継続することが約束されました。我が国では、2020年に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言され、先のCOP26と同時期に開催された世界リーダーズ・サミットにおいて、「2030年までの期間を「勝算の10年」と位置づけ、全ての輸送モードにわたる気候変動対策を呼びかけるなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みがさらに加速されています。

日光市は、豊かな自然環境や森林、多様な生態系、日光国立公園やラムサール条約湿地などの世界的に優れた自然環境や自然資源に恵まれています。私たちは、この自然が与えてくれる水、空気、空、光、風、四季、景観など多くの恵恩を受けています。

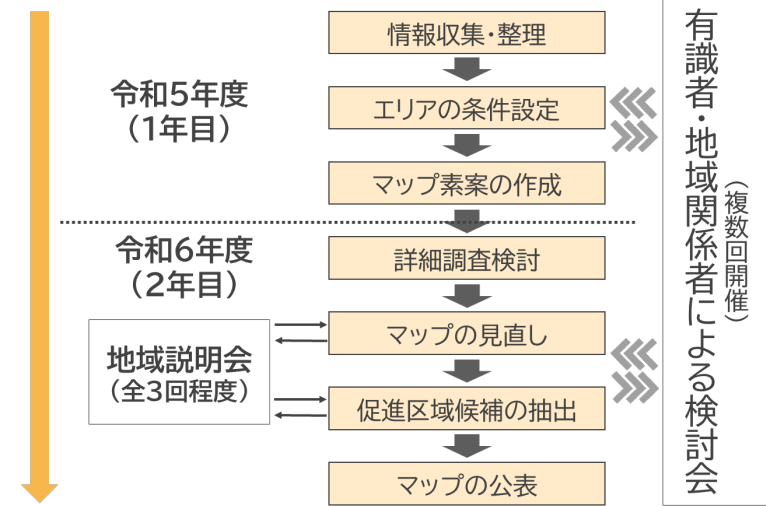
これらは、先人たちが大切に守り、愛しむとともに、生活の一部として共に歩み、育ててきた大切な資産です。

この大切な資産を未来に繋いでいくことは、今の私たちに課された大切な使命であり、市民・事業者・市が一体となって議論・協議しながら、第2次日光市環境基本計画に掲げた目指すべき未来像を実現するとともに、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和3年12月24日
日光市長 新井昭一

ゾーニングマップ作成の流れ

日光市では、以下の流れでゾーニングマップを作成しています。

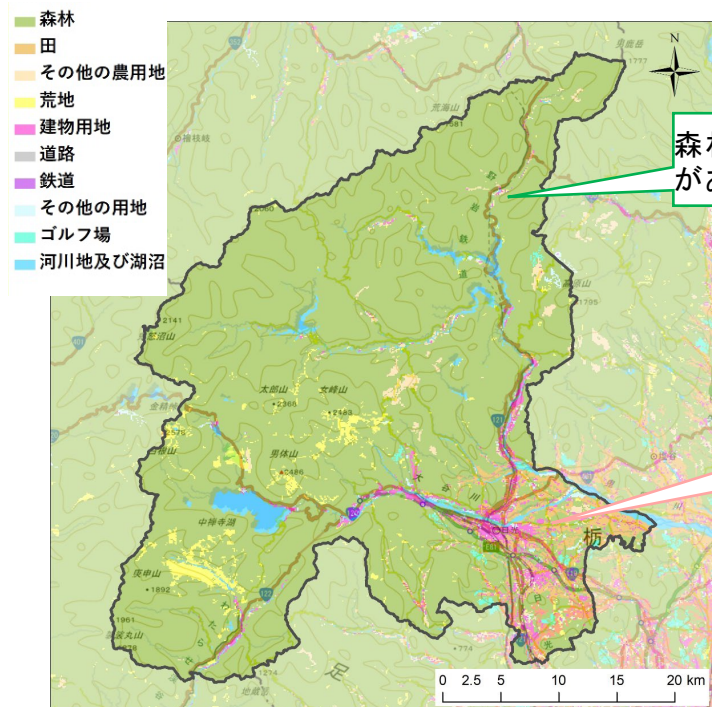


令和5年度（1年目）の実施内容：ゾーニングマップ素案の作成

- 地上設置型太陽光発電、大型風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の5つの再エネ種のうち、土地（自然地）改変を伴う再エネ事業について対象としています。
- 再エネの種類ごとに、関係法令による規制や、自然環境、防災に関する条件を踏まえ、市全域を以下の3つのエリアに区分しています。（現在のゾーニングマップ素案はp. 2、詳しいエリア区分の条件はp. 3、に記載）

再エネのゾーニングとは

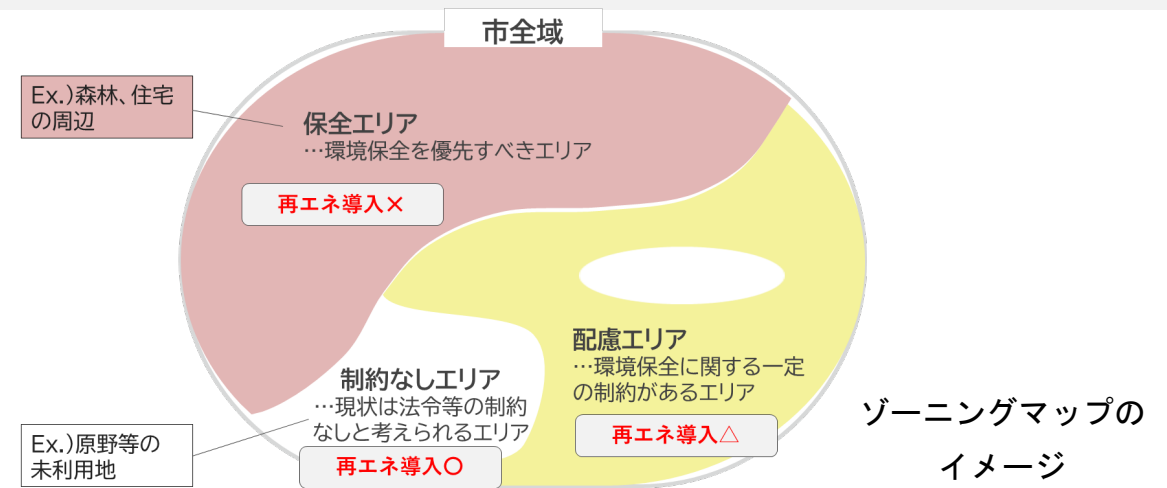
- 再エネのゾーニングとは、再エネを導入していいエリアとダメなエリアに区分してマップを作成することです。
- ゾーニングマップを作成して明確にエリア分けをすることで、地域の環境に調和しつつ、再エネの最大限の導入を図ることができます。



森林には開発の規制があるな

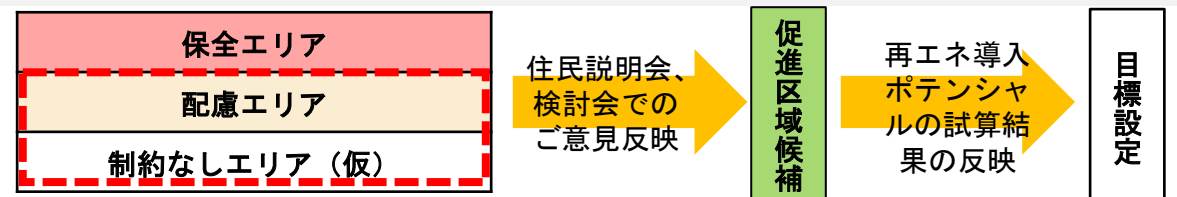
住居の周りの開発は気をつけなきゃ

日光市の土地利用の現状 ※国土交通省国土数値情報より作成



令和6年度（2年目）の実施内容：促進区域及び再エネ導入目標の設定

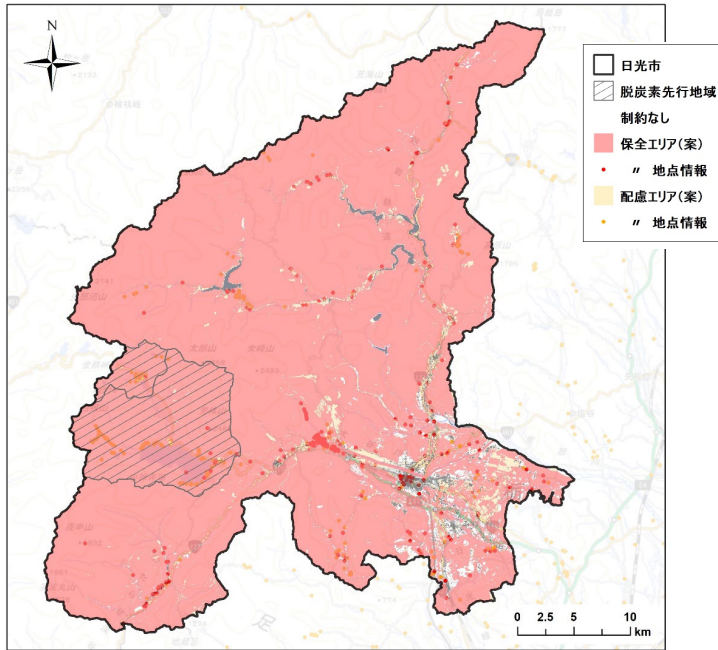
- ゾーニングで区分した保全エリア以外を基に地域合意なども行い再エネ事業を進めていく候補地（促進区域候補）を選定していきます。
- 促進区域も含めたゾーニングマップを基に市の再エネ導入目標を設定し、日光市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改訂します。



ゾーニングマップ素案

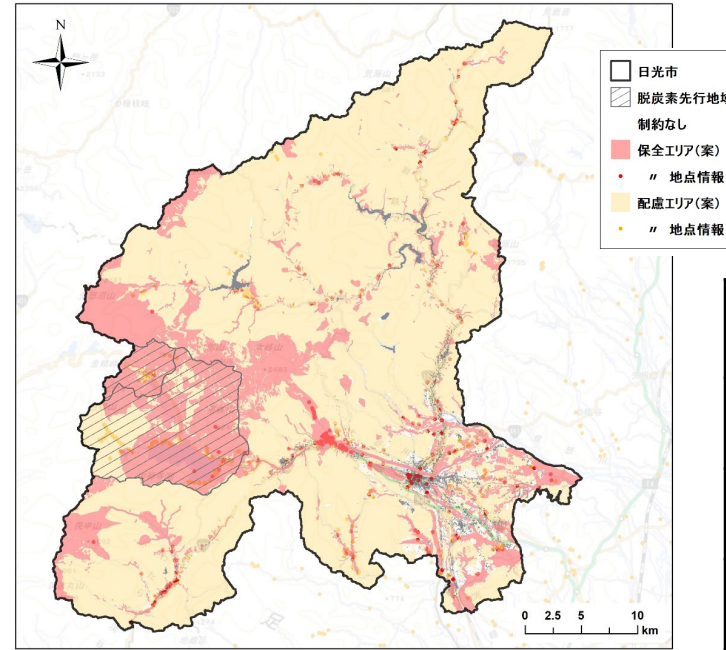
・令和5年度に、対象とする再エネ種ごとにゾーニングマップの素案を作成しました。

地上設置型太陽光発電ゾーニングマップ素案



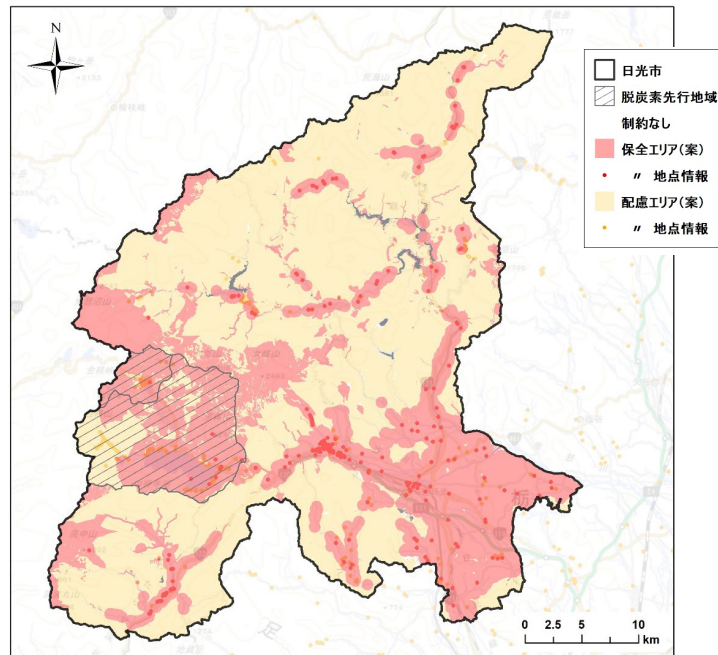
区分	面積 (km ²)	割合※ ¹
保全エリア	1,348	93%
配慮エリア	38	3%
制約なしエリア (仮)※ ²	42	3%

水力・地熱発電ゾーニングマップ素案



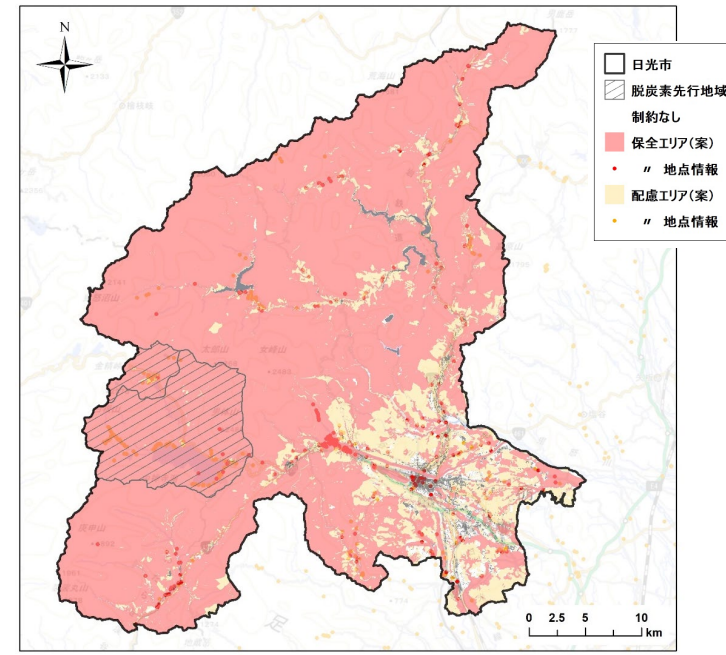
区分	面積 (km ²)	割合※ ¹
保全エリア	333	23%
配慮エリア	1,051	72%
制約なしエリア (仮)※ ²	42	3%

風力発電ゾーニングマップ素案



区分	面積 (km ²)	割合※ ¹
保全エリア	564	39%
配慮エリア	874	60%
制約なしエリア (仮)※ ²	5	0.3%

バイオマス発電ゾーニングマップ素案



区分	面積 (km ²)	割合※ ¹
保全エリア	1,213	84%
配慮エリア	172	12%
制約なしエリア (仮)※ ²	42	3%

※1 市全域面積 (1,450km²) に対する割合 ※2 土地利用上設置不可能な場所 (建物、水面等) は除く : 図中グレー表示

ゾーニングマップの各エリアの設定の考え方について

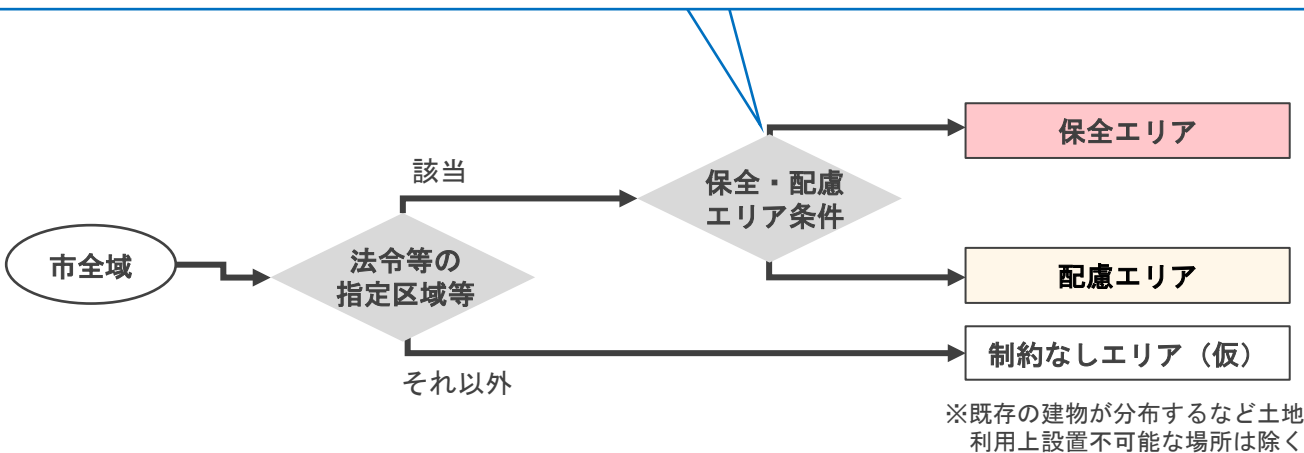
促進区域

- ・地域脱炭素化促進事業（円滑な合意形成を図りつつ、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる地域と共生する再エネ事業）の対象となる区域です。
- ・日光市ではゾーニングの結果や、地域説明会、検討会におけるご意見を踏まえて、最終的な候補を選定します。

脱炭素先行地域

- ・環境省が選定する、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。
- ・日光市、東京電力パワーグリッド株式会社栃木総合支社、東武鉄道株式会社は第3回「脱炭素先行地域」に共同提案し、令和5年4月28日「脱炭素先行地域」の一つとして奥日光エリア（湯元地区・中宮祠地区）が選定されています。

- 保全エリアの条件**
 - ①関係法令等により再エネの設置が原則不許可、行為を制限されている区域
 - ②環境保全上、再エネ立地は不適切と考えられる区域
- 配慮エリアの条件**
 - ①再エネの開発にあたり、許可や届出が必要な区域
 - ②地域の環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないように配慮が必要な区域



- ・今回ゾーニングマップは、再エネ種ごとに保全エリア、配慮エリアの条件を整理して区分しました（右表を参照）。
- ・上記のエリアを重ね合わせて、対象とする5つの再エネ種ごとにゾーニングマップを作成しました。

ゾーニングマップのエリアの詳細について

- ・再エネ種ごとに促進区域にかかわる国・県の基準や、市の太陽光調和条約、市内の重要な環境資源等の情報を整理し、保全エリア、配慮エリア条件案を設定しました。

対象とする再エネ種で共通するエリア条件案

対象とする再エネ種で共通して保全エリアとする区域		対象とする再エネ種で共通して配慮エリアとする区域	
1	県指定自然環境保全地域（特別地区）	1	風致地区
2	鳥獣保護区（特別保護地区）	2	第2種農地※1、第3種農地※1
3	砂防指定地	3	国立・国定公園（普通地域）
4	急傾斜地崩壊危険区域	4	県立自然公園（普通地域）
5	地すべり防止区域	5	県指定自然環境保全地域（普通地区）
6	農振農用地区域、甲種農地、第1種農地※1	6	埋蔵文化財包蔵地
7	土砂災害特別警戒区域	7	鳥獣保護区（特別保護地区以外）
8	景観計画重点区域	8	地すべり分布図
9	国指定文化財（重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群の指地）	9	山地災害危険地区
10	県指定文化財（有形文化財、史跡、名勝、天然記念物の指定地）	10	なだれ危険箇所
11	市指定文化財（史跡、名勝、天然記念物の指定地）	11	土砂災害危険箇所
12	ラムサール条約登録湿地	12	大規模盛土造成地
	世界文化遺産の構成範囲及び緩衝地帯	13	浸水想定区域
		14	植生自然度の高い地域（自然度9、10）※国立・国定公園（第2種、第3種特別地域）、県立自然公園（第3種特別地域）以外の区域
		15	特定植物群落生育地域
		16	巨樹・巨木林
		17	重要湿地
		18	日本風景街道
		19	主要な眺望点、景観資源（整理中）

対象とする再エネ種で異なるエリア条件案

区域	地上設置型太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電
1	保安林	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	保全エリア
2	保護林	保全エリア	保全エリア	保全エリア	保全エリア
3	緑の回廊	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア
4	1～3以外の森林地域※	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア
5	国立公園第2種、第3種特別地域（自然度の高い地域、または日本の地形レッドデータが該当する区域）	保全エリア	保全エリア	保全エリア	保全エリア
6	国立公園第2種、第3種特別地域（上記以外の区域）	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア
7	県立自然公園第3種特別地域（自然度の高い地域、または日本の地形レッドデータが該当する区域）	保全エリア	保全エリア	保全エリア	保全エリア
8	県立自然公園第3種特別地域（上記以外の区域）	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア
9	土砂災害警戒区域	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	保全エリア
10	河川区域	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	保全エリア
11	河川保全区域	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア	配慮エリア
12	住居等（住居、学校、病院、福祉施設等）から500m以内の範囲	—	保全エリア	—	—